

# DV 被害母子への支援とその連携可能性（中間報告）

安田裕子

（立命館大学衣笠総合研究機構）

キーワード：DV 被害母子，地域援助，連携

## 1. はじめに

（1）家族での暴力の発生とその被害—ジェンダーの視点から捉えるドメスティック・バイオレンス

家族は、社会における最も暴力的な制度であり、暴力を高い確率で産み出す社会制度だと見なすべきである（Gelles, 1993）。家族内での構造を強固にしているのが、ジェンダーという社会的に男性と女性に期待されている役割である。幼少時から、男性は、強くたくましく辛いことがあっても我慢をして泣いてはいけないのだと、また、女性は、つつましく他人をサポートするべく家事や子どもの世話ができて当然だというように、育てられる。そして、結婚すれば、男性が働き一家を養うだけの収入を得、女性は男性のサポートをして、家事をこなす子どもの世話をするのだと、子どもの頃から社会化されていく。結婚という制度は、男性は女性を従えてこそのものであり、夫に仕えることが妻の役目である、という伝統的な規範によって、男性（夫）と女性（妻）の役割をさらに強固にし、夫が妻をコントロールする構造を是認する（松島, 2000）。松島（2000）は、性差や世代差が存在する家族という枠組み自体が権力的強者と弱者を生産しやすい構造をもつものであることを踏まえたうえで、女性がふるわれてきた暴力の深刻さ、それがこれまで認知されてこなかった現状からすれば、夫婦や恋人といった親密な関係にあるパートナーから受ける暴力は、男性から女性に対する暴力であるというジェンダーの視点で解明することが求められると述べる。女性への暴力の根本には、必ずや、社会における女性の地位の低さと女性差別がある（村本, 2001）。

ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence : DV）という用語は、女性たちの社会運動や権利擁護運動から生まれた（松島, 2000）。

DV は、パワーとコントロールの関係で説明され、社会の性差別構造を背景に、力で優位に立つ男性が、社会的・経済的・肉体的な優位性を利用して身体的暴力とそれ以外の心理的暴力・経済的暴力などをたくみに操り、弱い立場の女性を支配しようとする構造がある（「夫（恋人）からの暴力」調査研究会, 2002）。

DV を、社会構造・社会制度の観点から読み解くこうした指摘は、暴力発生メカニズムを、パートナー関係にある男性と女性の個と個の私的な関係性にのみ起因させるような局所的な見方ではなく、巨視的に理解し、社会や地域といった場において被害に遭った女性の生活と権利を擁護していくことの重要性を明確にする。

## （2）当事者母子の被害の諸相

女性への暴力とは、女性に対する身体的、性的もしくは心理的危害または苦痛（かかる行為の威嚇を含む）、強制または恣意的な自由の剥奪となる、またはなるおそれのある性に基づく暴力行為をいう（村本, 2001）。被害に遭った女性はもとより、DV を目撃した子どもの、感情や行動の問題や身体的健康上の負の影響が認識されるようになっている。夫が妻を虐待する家庭の 30% から 60% において、子どもも虐待されている（Unger, 2001 森永・青野・福富監訳 2004, p.419）というが、たとえ直接的な暴力を受けていなくても、DV 家庭で育つことによる子どもへの負の影響は、長い時間軸を見通せばなお計り知れない。心理・身体・性的暴力を受けた女性は身体機能の支障や精神面での症状を呈し、喫煙や飲酒や薬に依存したり自殺念慮・企図をもち、子どもも行動・情緒・学習面などでさまざまな困難を抱えることになる（2007, 吉浜・釜野）。

社会的・経済的な負の影響も甚大である。加害男性は、女性が家庭の資産を利用するのを制限し、意思決定や家庭での子どもの生活、女性の就労を制約・統制する。そして、女性は収入を得ることや仕事を継続することが困難になるのはもとより、身につけた技能や既に得た収入、社会生活への参加機会、社会的および経済的発展への貢献を、著しく低減させられることとなる。また、必要に応じてただちにケアを受けることが妨害されたりもする。とりわけ地方に住む女性は、移動やコミュニケーションの手段を利用できないようにさせられるというDV被害の一形態が見られる(Unger, 2001 森永・青野・福富監訳 2004, p.419)。

### (3) DV防止法とそこからはじまる支援

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)は、2001年10月に、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を目的に施行された。2004年12月には一部改正法が施行され、その改正のポイントは、「配偶者からの暴力」の定義が拡大され、身体的暴力に限定されていたものから言葉や態度などによる精神的暴力も含むようになったこと、保護命令制度が拡充され、元配偶者も保護命令の対象とされたことである。さらに、2008年1月施行の一部改正法では、生命などに対する脅迫も保護命令の対象となったほか、電話などの禁止、親族などへの接近禁止が制定されるなど、さらに保護命令制度が拡充されている。

DV防止法のもと、被害者は、配偶者暴力相談支援センターや警察などに相談、援助、保護を求めたり、裁判所に保護命令の申立てをすることができる。暴力の防止と保護は国や地方公共団体の責務であることが明確に示され、行政はもとより、弁護士・裁判所の意識にも変化がもたらされた。

DV被害に遭った母親とその子どもは、日常的に恐怖を覚え安心感が奪われ、選択肢のない、心理的にも社会的にも孤立した状況に追い込まれていく。よって、当事者が、法律という社会制度の枠組みによって公的に護られながら、一方で、孤立化を防ぎ、自己の尊厳を回復していくことができるような心理的・社会的な資源が、生活の場で提供されることが必要となつてこよう。そのためには、法律や制度といったマクロな枠組みと、実

質的な支援といったマイクロな実践をむすんでいく必要がある。すなわち、日常において、自己の有り様や生活を立て直す心理面や福祉面での社会的支援がどのように行われているのか、そして、それらが、行政や司法による支援といかにむすび合わされているのかといった、異分野の専門職種間での連携体制の視点が重要になってくる。

2011年3月に、内閣府男女共同参画局が実施した「地域における配偶者間暴力対策の現状と課題に関するアンケート調査」では、自治体を対象に、官・官(官庁・官庁)ならびに官・民(官庁・民間)のDV被害者支援に関する連携状況が捉えられた。都道府県では「関係機関・団体による協議会等を設置し、定期的に意見交換・情報共有を行っている」が91.5%、市では「必要に応じて関係機関・団体による意見交換・情報共有の場を設けている」が32.0%、「特に行っていない」は41.6%、町村では「特に行っていない」が63.5%となっている。そして、定期的に意見交換・情報共有の場を設けている自治体の連携先機関について、官・官に関し、都道府県では「国の法務局・地方法務局」「都道府県警察」が95.3%、市では「都道府県警察」が82.4%、町村では「都道府県の福祉事務所」「市町村の福祉部局」が65.0%となっている。一方、官・民に関し、都道府県では67.4%、市では25.5%、町村では15.0%とやや低い数値が記されている。

ここで、上記調査が、自治体を対象に行われたアンケート調査であることに留意する必要がある。実際には、草の根的にDV被害者支援を継続してきたのは民間の支援団体に多い。たとえば、DV家庭に育つ子どもへの支援も視野に入れた女性支援や母子支援が、民間支援団体により先駆的に実施されてきた(渡邊, 2010)。時代や政治の動向、予算の配分、および組織や上司の意向などに左右されることなく、必要な支援を被害に遭った当事者の生活に根ざしたかたちで実質的に提供してきた有り様を、民間支援団体の側から具体的に照らし出すことは、DV被害に遭った母子支援の実態を把握し、他職種間における必要かつ有用な連携体制を検討するうえで重要なことである。

## 2. 目的

本研究では、2012年度-2013年度の2年間の研

究期間において、次の3つの目的を設定している。目的1は、DVに関わる民間支援団体が各地でどのような援助を組み立て、いかに実践活動を継続してきたのか、そして都道府県内外で関連諸機関・団体といかに連携体制をとってきたかを明らかにすることである。目的2は、現場支援者（福祉、心理）と弁護士（司法）といった異なる専門職の間での、DV支援に関する連携の現状と今後の展開可能性を把握・検討することである。目的3は、これらの調査を総括したシンポジウムを開催し、また、報告書を作成・配布することである。そして、2年間を通した本研究全体として、母親と子ども、援助者同士、地域内外、福祉・心理と司法をむすぶ、DV支援の連携体制の構築と展開の可能性を探究する。なお、目的1と目的2は、2年度にまたがってインタビュー調査により並行して捉えていくものであるが、1年目にあたる2012年度は、その前半部分に該当する。

### 3. 方法

インタビュー調査の実施、および、学会での報告という形態により、研究活動を行った。

#### (1) インタビュー調査

**調査手続き** 日本各地でDV被害に遭った母子への支援を行っている、NPO法人などの民間支援団体をインターネットで調べ、公開されているメールアドレスを宛てた電子メールもしくは所在地に宛てた郵便物により、インタビュー調査を依頼した。そして、依頼に応じられた団体を対象に調査を実施した。研究代表者の安田裕子が4団体、研究協力者の渡邊佳代氏が2団体、川本静香氏が1団体を担当した。なお、調査の実施に際しては、調査協力者が希望する場所に向いた。

また、女性の権利擁護の視点に立って弁護活動を行っている1人の女性弁護士を対象に、連携研究者の村本邦子氏の紹介を通じて、安田がインタビューの依頼を行い、調査を実施した。

**調査時期** 2012年6月～2013年1月

**調査協力** 民間の支援団体7つ、ならびに女性弁護士1人を対象に実施した。調査協力団体(者)を、表1に、インタビュー調査を実施した順に列記する。

表1 調査協力団体(者) 2013.1.31現在

所在地	対象
京都府	女性弁護士
長崎県	NPO法人DV防止ながさき
岡山県	NPO法人さんかくナビ
東京都	NPO法人女性ネット Saya-Saya
北海道	NPO法人女のスペース・おん
宮城県	NPO法人ハーティ仙台
茨城県	NPO法人ウィメンズネット「らいず」
東京都	NPO法人レジリエンス

民間支援団体に関し、組織の代表者もしくは準代表者が、1～2名でインタビュー調査に応じた。

**調査内容** インタビュー調査項目は、①DV被害者の回復の段階に応じた当事者支援の内容（母親支援、子ども支援、家族（親子）支援）、②DV被害の当事者同士をつなげる働きかけ、③一援助者あるいは組織として、DV支援を継続してきた際に直面した困難と解決方法・工夫、④都道府県内外における他のDV支援関連諸機関・団体、および弁護士など司法関係者や行政との連携体制の現状と今後の展望、である。質問項目を事前に調査協力者に伝え、調査を実施した。また、調査の過程で、適宜、追加の質問や確認を行った。

なお、質問項目に必ずしも沿わない場合でも、いかなる目的でどのような支援を構成し、いかに母と子どもというタテの関係、母親同士・子ども同士というヨコの関係をむすび、また、援助者としていかに他の関連諸機関・団体や異分野の専門職と関係しながら、DV支援を継続してきたかを捉えることを念頭に、インタビュー調査に臨んだ。

#### (2) 学会報告

2012年12月8日(土)に開催された、対人援助学会第4回年次大会(於:神奈川県立保健福祉大学)の企画ワークショップにて、「DV被害母子への支援の実態と可能性—福祉・心理・行政・司法はいかに連携しうるのか」(企画・司会 安田裕子; 発表者 渡邊佳代氏, 川本静香氏, 安田裕子; 指定討論者 村本邦子氏)と題し、報告を行った。

各発表者は、それぞれが実施したインタビュー調査の内容について、DV支援の特徴をまとめる

かたちで報告を行った。そして、指定討論者からは、より広い観点から、連携について考えることの必要性和重要性が提言された。すなわち、DV被害者支援の連携を主題とした当ワークショップの登壇者を、異分野の専門職で構成することによって開かれる連携に向けた可能性や、登壇者が全員立命館大学所属であることを踏まえた時、うかがった内容を大学としてどのように引き受け社会貢献にむすびつけていくことができるのか、といった課題が述べられた。フロアを交えた質疑応答では、DV被害から避難してくる当事者母子の子どもの年齢層、DV被害によって子どもに現れる影響と発達障害との関連などについて、やりとりがなされた。一人ひとりの顔が見える規模のワークショップであったことを活かし、一言ずつ発言いただき、相互作用性を高め、つながりや連携を体感しながらのセッションになるよう心がけた。

#### 4. 結果と考察

上記の方法により捉え明らかにした知見を、インタビュー調査項目順に、以下に簡潔にまとめる。

①DV被害者の回復の段階に応じた当事者支援の内容（母親支援、子ども支援、家族（親子）支援）／初期には、安全を確保し、安心感を得ることが重要である。そのための具体的な支援として、相談（電話もしくは対面）、情報提供、シェルター入居あるいは都道府県が運営するシェルターの紹介・同行、弁護士や法テラスの紹介、アドボケイト活動（行政機関や弁護士事務所、裁判所への同行）、家事支援などが挙げられる。中期的には、つながりの感覚を獲得しながら、心身をエンパワーすることが目標とされる。具体的な支援としては、カウンセリング、クローズドもしくはオープンな（自助）グループ（構造化されたもの、非構造化のもの）、暴力防止に関する心理教育、健康相談や身体感覚にアプローチするセラピーやワーク（芸術療法、アロマセラピーなど）、通院の促しならびに通院時の託児・自宅への保育者派遣などが挙げられる。中長期的には、社会参加が目指される。そのために、ステップハウスへの入居、自立・就業支援（パソコンや資格などの講座の案内と実施・指導、生活用品の提供など）がなされている。

以上が、回復の段階に応じた支援の概要である

が、必ずしも中長期を見据えて関わることができないこともあり（一時的に加害者の元から逃げてきたケースなど）、その場合は、情報提供とあわせて暴力に関する心理教育を行うなど、限られた時間でできる支援を提供することとなる。つまり、回復の段階に応じた支援を基本としながらも、当事者の状況や必要に応じて、各時期を超えて臨機応変に支援がなされている。たとえば、アドボケイト活動が、離婚に向けた弁護士相談や裁判所への動向支援として、中長期的に続くこともある。

母親を対象とした支援がより多く見られるが、母親の心身の回復や生活基盤の安定は、基本的に、子どもの支援につながっていく。心理教育やカウンセリングは、母親が、子どもへのDVの影響を理解したり、子どもとの関わり方を考える機会にもなる。なお、カウンセリング（絵画療法など非言語のものを含む）やグループ活動（キャンプなどの野外活動を含む）は、子どもを対象に組まれた支援でもある。子どもへの直接的な支援としては、児童期の子どもへの、学習の補償、ならびに学習支援を通じた心の回復支援などが挙げられる。

その他の活動として、支援者養成講座や思春期・青年期を対象とした暴力防止やデートDVに関する講座の実施、地域の情報収集・情報提供、リーフレットやニュースレターの作成・配布などが行われている。こうした活動は、必ずしも当事者に向けたものではないが、社会啓発や教育的な営みを含み、予防を視野に入れた、地域に根ざして社会に広く働きかける支援となっている。また、各種講座に当事者が参加する場合もあり、被害経験のある母子のなかから援助者が育っていてもいる。

②DV被害の当事者同士をつなげる働きかけ／①でまとめた、中期的な支援としてあげたさまざまなグループ活動に、人と人をつなぐ働きかけが組み込まれている。たとえば、当事者同士の語り合いの会や、各種講座やイベント（ものづくりや食事会、キャンプやクリスマス会などの行事など）の企画・開催、母子並行の心理教育プログラムなどにより、母親同士や母親と子どもをつなぐ場が創出されている。また、そうした企画の案内（電話や封書など、当事者の状況によって連絡の仕方が工夫・配慮されている）を通じて、実際には参加することのできない当事者に対しても、つ

ながりを感じてもらえるようにと意識されてもいた。学習支援を、子ども同士のつながりの場にむすびつけることを意図している団体もあった。

なお、当事者間で境界線があいまいな場合、つながることで、踏み込んだり踏み込まれたりし、かえって回復が阻まれる場合がある。したがって、当事者同士がつながる場合には注意を促しながら、むしろ支援者とのつながりの構築を目的に、講座などの企画に力を入れているとする団体もあった。

③一援助者あるいは組織として、DV 支援を継続してきた際に直面した困難と解決方法・工夫／おおよそ、当事者側の問題特性が絡む支援の限界と、支援者側の課題が絡む活動の継続の困難が挙げられる。前者について、DV の影響や世代関連鎖が関連して支援の難しさが露呈したり、支援が必要な当事者から支援が拒否されたり、結局加害者のところに戻ってしまうケースがあることなどが挙げられた。その解決策・工夫としては、メンバー間で常にケースの情報共有ならびに相談を合いながら支援に臨むこと、当事者にとって受け入れやすい提案をしつつ（無理な要求を受け入れることではない）、一方で支援にあたる担当者を孤立させないこと、回復していく（なかには援助者になっていく）当事者の姿に希望をもって支援をしていくことなどが挙げられた。後者に関し、学び続けていくこと、できることをやっていくという姿勢でいること、メンバー間で諦めずに絶えず価値観の共有を行っていくこと、そして、大きな展望として、DV 被害者支援そのものを支える社会的基盤が整備されることの必要性が述べられた。

④都道府県内外における他の DV 支援関連諸機関・団体、および弁護士など司法関係者や行政との連携体制の現状と今後の展望／民間支援団体間では、全国女性シェルターネットという全国組織を通じてつながり支え合うことをはじめとして、電話相談の分担や、講師派遣、知見の共有などのかたちでなされていた。公的機関（行政や警察）との連携は、講師派遣、プログラムの協働実施、交付金・業務委託などによってなされていた。そして弁護士とは、当事者への直接支援を行うなかで対応に困った時などに相談をもちかけつつ、協働的な関係を築きながら、必要に応じて互いにリファーし合うといった連携体制がとられていた。

## 5. おわりに—今後の課題と展望

2012 年度は、主に、民間支援団体を対象に、インタビュー調査を行った。本研究課題の最終年度となる 2013 年度は、DV 支援に関与する弁護士を中心に、他職種間の協働の有り様について調査を進める。そして、初年度の調査もあわせて総合的にまとめ、連携の観点から、支援活動の、時（現在と未来）空間（地域間）的なつながりの有り様、法（司法）と心理学（臨床）の具体的・実践的な協働の現状を捉え、どのような仕掛けや働きかけが DV 支援における連携体制を推し進めることとなるのかを検討・提案する手立てとしていきたい。

## 引用文献

- Gelles, R. J. (1993). Through a sociological lens: social structure and family violence, In R. J. Gelles & D. R. Loseke (Eds.), Current controversies on family violence. Sage Publications, pp.34-35.
- 松島京 (2000). ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence) という用語が持つ意味 立命館産業社会論集, 36, 141-163.
- 村本邦子 (2001). 暴力被害と女性——理解・脱出・回復—— 昭和堂
- 「夫（恋人）からの暴力」調査研究会 (2002). ドメスティック・バイオレンス——実態・DV 法解説・ビジョン—— 有斐閣
- Unger, R. K. (Ed.). (2001). Handbook of the psychology of women and gender. John Wiley & Sons, Inc. (森永康子・青野篤子・福富護 (監訳) (2004). 女性とジェンダーの心理学ハンドブック 北大路書房)
- 渡邊佳代 (2010). DV・虐待被害にあった母子への支援をめぐる 20 年 女性ライフサイクル研究所 (編) 女性ライフサイクル研究第 20 号 女たちの 20 年——女性を取り巻く社会は変わったか—— 女性ライフサイクル研究所 pp. 62-69.
- 吉浜美恵子・釜野さおり (編著) (2007). 女性の健康とドメスティック・バイオレンス——WHO 国際調査／日本調査結果報告書—— 新水社